

## 国保連の介護保険事業関係業務の実施準備について

1 国保連の介護保険事業関係業務に関する 規約改正等について	-----	1
2 介護保険事業関係業務特別会計経理規則 及び会計区分について	-----	1 1
3 国保連の苦情処理業務について	-----	1 8

この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、医療保険福祉審議会の審議等に伴い変更がありうる。

事 務 連 絡  
平成12年1月24日

各都道府県介護保険担当課（室）長 殿

厚生省老人保健福祉局介護保険制度準備室長

### 国民健康保険団体連合会規約例の一部改正等について

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）が平成十二年四月一日からの施行に伴い、下記のとおり、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に係る下記の事項を別紙1から3のとおり制定し、又は改正することとしたので、貴管下連合会の指導に遺憾のないよう配慮されたい。

なお、標記については、厚生省保険局国民健康保険課とも協議済であること及びおつて、国民健康保険団体連合会介護給付費審査支払規則例の制定について、貴職あて事務連絡を発出予定であるので、念のため申し添える。

#### 記

#### 1. 国民健康保険団体連合会規約例（昭和三十四年一月二十七日保発第六号）の一部改正

連合会において、（1）介護保険法の規定により市町村が委託する介護給付費の請求に係る審査支払に関する事務等の介護保険事業関係業務を行うための根拠規定を設けること（2）①連合会が行う介護保険事業関係業務に関する国民健康保険組合に係る議決権の特例を設けること、②会員たる市町村が介護保険事業関係業務に関して、地方自治法第二百八十四条第一項に定める広域連合等の組合を設置した場合には、介護保険事業関係業務に係る議決権については、当該組合単位で一の議決権とすることができるようにすること（3）介護給付費審査委員会の構成について所要の規定を整備すること等の必要があるため、別紙1のとおり国民健康保険団体連合会規約例の改正を行うものであること。

なお、（2）②に関しては、介護保険法施行規則第160条を改正し、会員たる市町村が広域連合等の組合を設けた場合には、国民健康保険法第86条で準用する同法第29条の議決権を有する者について、規約で定めるところにより、広域連合等の組合単位で1の議決権を有するものとする旨の規定整備を行うこととしているところである。また、この改正は、介護保険事業関係業務に係る介護保険事業に

係る保険者の位置づけを明確にし、当該業務に関する議決権の扱いをこれと一致させるために行うものであるが、各連合会の規約において、介護保険関係業務についても国民健康保険事業の保険者単位で議決権を行使するとする場合には、当該議決権の代理については、広域連合等の組合の長等がこれを行うものとし、この場合の規約例についても、併せて示したものであること。

## 2 国民健康保険団体連合会介護給付費審査委員会規程例の制定

連合会が設置する介護給付費審査委員会の開催、部会等に係る所要の規程を整備する必要があるため、別紙2のとおり国民健康保険団体連合会介護給付費審査委員会規程例を制定するものであること。

なお、規程例においては、委員定数の半数以上の出席をもって開催する介護給付費審査委員会を毎月一回開催することとしているものであるが、予め介護給付費審査委員会規程において、部会の合議の開催をもって介護給付費審査委員会の開催に代え、当該部会の議決をもって介護給付費審査委員会の審査とする旨の規程を設けることもできることとし、この場合の規程例も併せて示したものであること。

## 3 国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計規則の制定等

連合会が行う介護保険事業関係業務に係る経理について、その他の経理と区分して整理するため、別紙3のとおり介護保険事業関係業務特別会計規則例を制定するものであること。

また、当該特別会計を業務勘定、介護保険給付費支払勘定及び公費負担医療等に関する報酬等支払勘定に区分することとし、これに伴い、国民健康保険団体連合会の予算及び決算の取扱いについて（昭和三十九年一月二十日保発第二号）の別表（歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算の節の区分）の例を別紙4のとおり改正するものであること。

なお、介護給付費等の審査支払業務に係る歳入（業務勘定の審査支払手数料を含む。）・歳出の帰属については、市町村の介護給付費等に係る会計年度区分と合わせ、介護サービスの提供月の翌月からの、いわゆる介護サービス提供月でいう3月～2月ベースの会計年度とするものであること。

また、介護保険事業関係業務特別会計に係る予算に関する説明書の様式歳入歳出予算事項別明細書中前年度の欄は、平成十二年度に限り記載を省略することができるものであること。

## 別紙 1

### 国民健康保険団体連合会規約例の一部を改正する規約例

国民健康保険団体連合会規約例（昭和三十四年一月二十七日保発第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

- 3 この連合会は、前二項に定める事業のほか、次に掲げる事務を行う。
  - 一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百七十六条第一項第一号に規定する居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、居宅介護支援サービス費及び居宅支援サービス計画費（以下「介護給付費」という。）の請求に関する審査及び支払に関する事務
  - 二 要介護被保険者等に対する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他法令又は通知で定める給付が行われるべき居宅サービス又は施設サービスに関する費用の審査及び支払に関する事務
  - 三 介護保険法第一百七十六条第一項第二号の規定による指定居宅介護支援及び指定施設サービス等の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設に対する必要な助言及び指導
  - 四 介護保険法第一百七十六条第二項第一号の規定により市町村が委託する第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納に関する事務
  - 五 介護保険法第一百七十六条第二項第三号の規定による介護保険事業の円滑な運営に資する事業  
（連合会自らが指定居宅サービス又は指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営を行う場合）
  - 六 介護保険法第一百七十六条第二項第二号の規定による指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営

第十二条第二項中「支払」の次に「並びに介護給付費の審査及び支払」を加える。

第十八条の次に次の一章及び章名を加える。

#### 第四章の二 介護保険事業関係業務に関する議決権の特例

##### （議決権の特例）

第十八条の二 第六条第三項に定める業務（以下「介護保険事業関係業務」という。）に関しては、法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、会員たる国民健康保険組合は、議決権を有さない。

- 2 会員たる市町村が第六条第三項第一号に規定する業務について委託する事務に関し地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する組合（以下「介護保険事業組合」という。）を設けた場合における介護保険事業関係業務に関しては、法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、当該介護保険事業組合は、一個の議決権を有するものとする。

- 3 介護保険事業関係業務に関する議決権の行使について第十一条及び第十七条の規定を適用する場合にあっては、第十一条及び第十七条中「会員」とあるのは「会員（市町村（介護保険事業組合を組織する市町村を除く。）及び介護保険事業組合に限る。）」とする。

（第十八条の二第二項及び第三項の代わりに、介護保険事業関係業務に関しても、国民健康保険事業の保険者たる市町村単位で各自一の議決権を有することとした場合）

- 2 会員たる市町村が第六条第三項第一号に規定する業務について委託する事務に関し地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する組合（以下「介護保険事業組合」という。）を設けた場合における介護保険事業組合を組織する市町村以外の市町村に係る介護保険事業関係業務について第十一条及び十七條の規定を適用する場合には、第十一条中「会員」とあるのは「会員（介護保険事業組合を組織する市町村以外の市町村に限る。）」と、第十七条中「会員」とあるのは「会員（市町村に限る。）」とする。
- 3 会員たる市町村が第六条第三項第一号に規定する業務について委託する事務に関して介護保険事業組合を設けた場合における当該介護保険事業組合を組織する市町村に係る介護保険事業関係業務について第十一条及び第十七条を適用する場合には、第十一条第一項中「会員は」とあるのは「会員（一の介護保険事業組合を組織する市町村に限る。）は」と、「その会員」とあるのは「その会員（当該介護保険事業組合を組織する市町村に限る。）」と、「会員で」とあるのは「会員（当該介護保険事業組合を組織する市町村に限る。）で」と、同条第二項中「二以上の会員」とあるのは「〇以上の会員（当該介護保険事業組合を組織する市町村に限る。）」と、第十七条中「会員」とあるのは「会員（市町村に限る。）」とする。

第三十四条の次に次の一章及び章名を加える。

#### 第六章の二 介護給付費審査委員会

（介護給付費審査委員会）

第三十四条の二 介護保険法第七十九条に規定する介護給付費審査委員会は、それぞれ〇名の介護給付等対象サービス担当者代表委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員をもって構成する。

- 2 前項に規定するもののほか、介護給付費審査委員会に関して、必要な事項は別にこれを定める。

#### 附 則

この規約は、平成十二年四月一日から施行する。

別紙 2

〇〇国民健康保険団体連合会介護給付費審査委員会規程例

(この規定の目的)

第一条 法令及び規約に定めるもののほか、〇〇県国民健康保険団体連合会が設置する介護給付費審査委員会（以下「介護給付費審査委員会」という。）については、この規程の定めるところによる。

(介護給付費審査委員会の開催)

第二条 介護給付費審査委員会は、毎月一回開催するものとする。

(部会の開催をもってこれに代える場合)

2 介護給付費審査委員会の開催は、第三条に規定する部会の合議の開催をもって、これに代えることができる。

(部会)

第三条 介護給付費審査委員会に、次の部会を置く。

- 一 介護医療部会
- 二 審査部会

(部会長)

第四条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、公益を代表する委員のうちから、部会員が互選する。

(介護医療部会)

第五条 介護医療部会は、医師をもって充て、短期入所療養介護における緊急時施設療養費及び特定診療費、介護保健施設サービスにおける緊急時施設療養費並びに介護療養施設サービスにおける特定診療費の請求の審査に当たる。

(審査部会)

第六条 審査部会は、介護医療部会の所掌以外の請求に係る審査に関する事項を所掌する。

(審査補助委員)

第七条 介護給付費審査委員会に、介護給付費審査委員会の決定に基づきその運営上必要な補助事務を担当する委員を置くことができる。

2 前項の委員は、審査委員のうちから、国民健康保険団体連合会理事長が指名する。

附 則

この規程は、平成十二年四月一日から施行する。

### 別紙3

#### 国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計経理規則例

##### (特別会計)

第一条 規約第六条第三項に定める業務の経理を他の会計と区分して行うため、介護保険事業関係業務特別会計を設置する。

##### (勘定区分)

第二条 介護保険事業関係業務特別会計は、業務勘定並びに介護給付費支払勘定及び公費負担医療等に関する報酬等支払勘定に区分する。

##### (歳入及び歳出)

第三条 業務勘定においては、手数料、一般会計からの繰入金、国庫支出金、都道府県支出金、負担金、借入金及び附属雑収入をもってその歳入とし、規約第六条第三項に規定する業務の諸費（規約第六条第三項第一号及び第二号に規定する費用の支払に要する費用を除く。）をもってその歳出とする。

2 介護給付費支払勘定においては、規約第六条第三項第一号に定める費用（以下「介護給付費」という。）の支払のための受入金、都道府県支出金、借入金及び附属雑収入をもってその歳入とし、介護給付費の支払のための支出金、借入金の償還金及び利子並びに附属諸費をもってその歳出とする。

3 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定においては、規約第六条第三項第二号に定める費用（以下「公費負担医療等」という。）に関する費用の支払のための受入金、都道府県支出金、借入金及び附属雑収入をもってその歳入とし、公費負担医療等に関する費用の支払のための支出金、借入金の償還金及び利子並びに附属諸費をもってその歳出とする。

##### (一時借入金)

第四条 連合会は、一時借入金をすることができる。

2 一時借入金は、当該会計年度内に償還しなければならない。

##### (余裕金の運用)

第五条 連合会は、次の方法により業務上の余裕金を運用する。

- 一 銀行その他金融機関への預金又は郵便貯金
- 二 信託会社又は信託業務を営む銀行に対する金銭信託
- 三 国債又は地方債の取得

##### (帳簿)

第六条 連合会に、歳入簿及び保険者別収入簿及び公費負担別収入簿並びに歳出簿及び指定居宅介護サービス等事業所別支払帳簿その他必要な帳簿を備え、収入支出に関する事項を管理する。

##### (細目)

第七条 この規則に定めるもののほか、介護保険事業関係業務特別会計に関して必要な細目は理事長が定める。

##### 附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(参考)

〇〇国民健康保険団体連合会規約（昭和三十四年一月二十七日保発六号、最終改正平成六年十月二十六日保発第一二三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(事業)</p> <p>第六条 1・2 (略)</p> <p>3 この連合会は、前二項に定める事業のほか、次に掲げる事務を行う。</p> <p>一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十六条第一項第一号に規定する居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、居宅介護支援サービス費及び居宅支援サービス計画費（以下「介護給付費」という。）の請求に関する審査及び支払に関する事務</p> <p>二 要介護被保険者等に対する原子爆弾被爆者等に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）による一般疾病医療費の支給その他法令又は通知で定める給付が行われるべき居宅サービス又は施設サービスに関する費用の審査及び支払に関する事務</p> <p>三 介護保険法第七十六条第一項第二号の規定による指定居宅介護支援及び指定施設サービス等の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設に対する必要な助言及び指導</p> <p>四 介護保険法第七十六条第二項第一号の規定により市町村が委託する第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納に関する事務</p>	<p>(事業)</p> <p>第六条 1・2 (略)</p>



五 介護保険法第七十六条第二項第三号の規定による介護保険事業の円滑な運営に資する事業

(六) 介護保険法第七十六条第二項第二号の規定による指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営)

(注1 第六号は、国保連が直営でこれらの事業又は施設の運営を行う場合のみ規定)

4 この連合会は、前三項に定める業務の遂行に支障がない範囲内で、市町村又は市町村長が行う医療及び保健に関する事業のうち前三項に掲げる事業に密接な関係を有する事業を市町村又は市町村長の委託を受けて行うことができる。

(負担金及び手数料)

第十二条 1 (略)

2 会員は、診療報酬の審査及び支払並びに介護給付費の審査及び支払に関する事務を連合会に委託したときは、手数料を納付しなければならない。

3 3 6 (略)

第四章の二

介護保険事業関係業務に関する議決権の特例

(議決権の特例)

第十八条の二 規約第六条第三項に定める業務(以下「介護保険

3 この連合会は、前二項に定める業務の遂行に支障がない範囲内で、市町村又は市町村長が行う医療及び保健に関する事業のうち前二項に掲げる事業に密接な関係を有する事業を市町村又は市町村長の委託を受けて行うことができる。

(負担金及び手数料)

第十二条 1 (略)

2 会員は、診療報酬の審査及び支払に関する事務を連合会に委託したときは、手数料を納付しなければならない。

3 3 6 (略)

事業関係業務」という。) に関しては、法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、会員たる国民健康保険組合は、議決権を有さない。

2 | 会員たる市町村が第六条第三項第一号に規定する業務について委託する事務に関し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する組合(以下「介護保険事業組合」という。)を設けた場合における介護保険事業関係業務に関しては、法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、当該介護保険事業組合は、一個の議決権を有するものとする。

3 | 介護保険事業関係業務に関する議決権の行使について第十一条及び第十七条の規定を適用する場合には、第十一条及び第十七条中「会員」とあるのは「会員(市町村(介護保険事業組合を組織する市町村を除く。))及び介護保険事業組合に限る。」とする。

(第十八条の二第二項及び第三項の代わりに、介護保険事業関係業務に関しても、国民健康保険事業の保険者たる市町村単位で各自一の議決権を有することとした場合)

2 | 会員たる市町村が第六条第三項第一号に規定する業務について委託する事務に関し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する組合(以下「介護保険事業組合」という。)を設けた場合における介護保険事業組合を組織する市町村以外の市町村に係る介護保険事業関係業務については、第十一条及び第十七条の規定を適用する場合には、

第十一条中「会員」とあるのは「会員（介護保険事業組合を組織した市町村以外の市町村に限る。）」と、第十七条中「会員」とあるのは「会員（市町村に限る。）」とする。

3 会員たる市町村が第六条第三項第一号に規定する業務について委託する事務に関して介護保険事業組合を設けた場合における当該介護保険事業組合を組織する市町村に係る介護保険事業関係業務について第十一条及び第十七条を適用する場合には、第十一条第一項中「会員は」とあるのは「会員（一の介護保険事業組合を組織する市町村に限る。）」は」と、「その会員」とあるのは「その会員（当該介護保険事業組合を組織する市町村に限る。）」と、「会員で」とあるのは「会員（当該介護保険事業組合を組織する市町村に限る。）」で」と、同条第二項中「二以上の会員」とあるのは「〇以上の会員（当該介護保険事業組合を組織する市町村に限る。）」と、第十七条中「会員」とあるのは「会員（市町村に限る。）」とする。

#### 第六章の二 介護給付費審査委員会

##### （介護給付費審査委員会）

第三十四条の二 介護保険法第七十九条に規定する介護給付費審査委員会は、それぞれ〇名の介護給付等対象サービス担当者を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員をもって構成する。

2 前項に規定するもののほか、介護給付費審査委員会に関して必要な事項は別にこれを定める。

## (2) 介護保険事業関係業務特別会計経理規則例及び会計区分について

- 連合会が行う介護保険事業関係業務に係る経理規則及び会計区分については、規約例の改正と合わせて、平成12年1月24日付事務連絡「国民健康保険団体連合会規約例の一部改正等」においてお示したところであり、各国保連における平成12年度予算編成作業に活用いただくよう速やかに情報提供を行うとともに、連合会の介護保険事業関係業務に関する初の予算編成となる平成12年度予算案の編成が適切に行われるよう指導方願います。
- 介護保険事業関係業務特別会計経理規則例については、前記事務連絡に別紙2に規定するとおりであり、具体的な歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入歳出予算の節の区分は、同事務連絡に示した下記のとおり。
- なお、介護給付費等の審査支払業務に係る歳入（業務勘定の審査支払手数料を含む）・歳出の帰属については、市町村の介護給付費等に係る会計年度区分と合わせ、介護サービスの提供月の翌月からの、いわゆる介護サービス提供月でいう3月～2月ベース会計年度区分とする。  
したがって、制度初年度の平成12年度においては、介護サービス提供月では、平成12年4月から平成13年2月（審査支払請求月ベースでは平成12年5月～平成12年3月）の介護給付費等を見込んで、予算編成を行うこととなる。

### 記

#### 介護保険事業関係業務特別会計

(業務勘定)

歳入

款	項	目
1 手数料	1 手数料	1 介護給付費審査支払手数料 2 身体障害審査支払手数料 3 精神保健審査支払手数料 4 生活保護審査支払手数料 5 結核予防審査支払手数料